

(7) サイクルツーリズム

全国的なサイクルツーリズム推進の機運の高まりなどを受け、平成30年5月に福岡県および本市を含む県内市町村や関係団体等で組織する「福岡県サイクルツーリズム推進協議会」が設立されました。

同協議会では、県内で、10の広域モデルルートを設定し、サイクリストの受け入れ環境の整備や情報発信などに取り組んでいます。

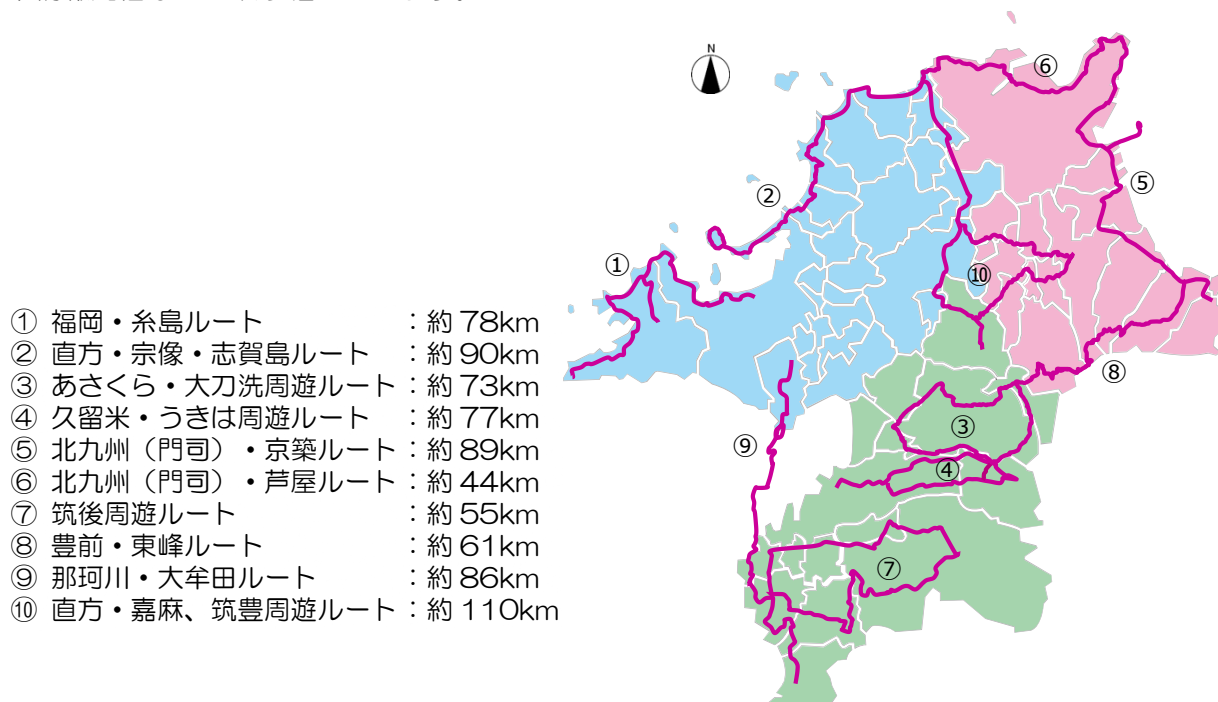


図 福岡県サイクルツーリズム広域モデルルート(10ルート)

<ウェブサイト「CYCLE&TRAIL FUKUOKA」>



資料：福岡県

【課題】 サイクルツーリズムの推進

近年、国内外の旅行者のニーズは、買い物主体の「モノ消費」から、体験型観光である「コト消費」へシフトしており、地域を巡り、沿線の魅力を楽しむ体験や交流ができる自転車を活用した観光地域づくりが有望視されています。

本市の新たな魅力を創出し、多くの観光客を呼び込むためにサイクルツーリズムを推進していく必要があります。

(8) 災害時の自転車の活用

東日本大震災の被災地では、自転車が持つ機動性を生かして、発災後の移動手段として自転車の利用が増加しました。今後、国においては、被災状況の把握や住民の避難等、災害時における自転車の活用に関する課題や有用性について検討するとともに、国土強靱化計画の見直しに際し、大規模災害発生時における自転車の活用について位置付けるなど、必要な措置を講じるとされています。

また、福岡県自転車活用推進計画においても、国による検討結果を踏まえ、住民の避難所、災害時における自転車の活用を検討することとしています。

【課題】 災害時の自転車の活用

国や福岡県の検討結果を踏まえ、災害時における自転車の活用を検討する必要があります。

3.4 新型コロナウイルス感染症の拡大

新型コロナウイルス感染症が拡大し、これを防止するために、令和2年4月7日に福岡県に対して緊急事態宣言がなされるなど、市民生活に大きな影響が生じています。

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためには、「三密※の回避」や「人と人との距離の確保」など、「新しい生活様式」を定着させる必要があります。

令和2年3月28日、政府が発表した「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」では、感染の拡大を防止するため、自転車通勤等の人との接触を低減する取り組みを推進することとされています。

※ [密閉（みっぺい）された場所；窓やドアが開いていない、風通しの悪い場所]、[密集（みっしゅう）した場所；人がたくさん集まっている場所]、[密接（みっせつ）した場面；人と人との距離が近い場面]

【課題】 新型コロナウイルス感染症の拡大防止

自転車通勤の促進など、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取り組みを推進する必要があります。

4. 自転車の活用を推進するための計画目標

本市の自転車に関する現状から見える課題を踏まえ、自転車の活用を計画的に推進するために、国や福岡県の自転車活用推進計画を勘案し、4つの計画目標を定めます。

北九州市の自転車に関する現状から見える課題

3.1 地域特性

- 人口減少や高齢化の進展に対応したまちづくり
- 健康増進に向けた運動習慣の確保

3.2 交通特性

- 自動車から自転車や公共交通利用への転換

3.3 自転車の利用環境

- 自転車通行空間の整備推進
- 交通ルールの遵守の徹底
- 利用しやすい駐輪環境の形成
- 放置自転車対策の推進
- 自転車の盗難防止対策の推進
- 自転車の安全利用に向けた交通安全教育やルール・マナーなどの啓発の充実
- サイクルツーリズムの推進
- 災害時の自転車の活用

3.4 新型コロナウイルス感染症の拡大

- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止

目標

目標1 自転車を快適に利用できる環境づくり

安全で快適な自転車通行空間を創出するとともに、自転車と公共交通との連携を強化し、双方の利便性を向上させることにより、過度な自動車利用から自転車や公共交通利用への転換を促進し、交通分野の低炭素化や道路交通の円滑化およびコンパクトなまちづくりを推進します。

目標2 自転車を活用した市民の健康づくり

日常生活やスポーツ・レクリエーション活動における自転車利用の普及を推進することにより、日常における身体活動量の増加を促し、市民の体力向上や健康増進を図ります。

目標3 自転車を活用した観光・賑わいづくり

自転車で走ること自体を楽しむ、あるいは自転車で地域を巡り、沿線の魅力等を楽しむことができるサイクリング環境を創出することにより、サイクルツーリズムを推進し、観光の振興とまちの賑わいの創出を図ります。

目標4 自転車を安全・安心に利用できる環境づくり

自転車通行空間の整備とともに、交通安全に関する教育や啓発を通じて、自転車・歩行者・自動車が互いの特性や交通ルールを理解し、尊重しあう意識を醸成することにより、自転車だけでなく、歩行者や自動車にとっても安全な交通環境を創出します。また、自転車保険の加入促進や自転車盗難の防止などに取り組み、安心して自転車が利用できる環境づくりを推進します。

5. 目標を実現するための施策の展開

自転車の活用推進を図るために設定した4つの計画目標を実現するため、それぞれの目標に応じたハード、ソフトの両面からの施策を展開します。

目標1 自転車を快適に利用できる環境づくり

施策1. 自転車通行空間ネットワークの形成

- (1) 自転車ネットワーク計画の策定
- (2) 自転車通行空間の整備

施策2. 利用しやすい駐輪環境の形成

- (1) ニーズや利用特性に応じた駐輪施設整備の推進
- (2) 市営有料自転車駐車場の利便性向上

施策3. 放置自転車対策の推進

- (1) 自転車放置禁止区域の指定と放置自転車の撤去
- (2) 駐輪ルールに関する広報・啓発

施策4. シェアサイクル事業の推進

- (1) 効果的なシェアサイクルステーションの配置検討
- (2) IoTを活用した貸出・返却システムの導入検討

施策5. サイクル&ライドの促進

- (1) ニーズや利用特性に応じた駐輪施設整備の推進
【再掲】
- (2) サイクルトレイン・サイクルバスの導入検討

施策6. 自転車利用の促進に関する情報発信の充実

目標2 自転車を活用した市民の健康づくり

施策7. 健康増進に関する広報・啓発

施策9. 自転車通勤の促進

施策8. 自転車貸出し施設の活用

目標3 自転車を活用した観光・賑わいづくり

施策10. サイクルツーリズムの推進

- (1) 広域モデルルート of 整備
- (2) サイクリストの受入環境の整備
- (3) 情報発信

施策11. シェアサイクル事業の推進 【再掲】

目標4 自転車を安全・安心に利用できる環境づくり

施策12. 自転車通行空間ネットワークの形成 【再掲】

施策14. 自転車保険の加入促進

施策13. 自転車の安全利用に向けた市民の 交通安全意識の向上

- (1) 自転車利用に関する安全教育の推進
- (2) 自転車の安全利用に向けた広報・啓発
- (3) 自転車利用時のヘルメットの着用促進
- (4) 自転車の点検・整備に関する広報・啓発

施策15. 自転車盗難の防止

- (1) 自転車盗難防止に向けた広報・啓発
- (2) keeple 活動への協力
- (3) 防犯登録の普及促進

施策16. 災害時における自転車の活用

5.1 目標1 自転車を快適に利用できる環境づくり

施策1. 自転車通行空間ネットワークの形成

自転車だけでなく、歩行者や自動車も安全で快適に道路を通行できるよう、自転車通行空間の整備を推進し、小倉都心地区をはじめとする13の整備拠点について、拠点内および拠点間を結ぶ自転車通行空間ネットワークの形成を図ります。

また、整備拠点ごとに自転車ネットワーク計画を策定し、計画的かつ効果的な自転車通行空間の整備を推進します。

なお、自転車ネットワーク計画については、自転車の利用状況などに応じて更新します。



図 自転車通行空間ネットワーク形成のイメージ

(1) 自転車ネットワーク計画の策定

自転車ネットワーク計画を構成する路線については、下記の①～⑧を適宜組み合わせて選定します。

- ①自転車交通量の多い路線
- ②交通結節点や公共施設、そのほか地域の核となる商業施設などに接続する路線
- ③自転車事故の多い路線
- ④高校や大学へ接続する路線
- ⑤自転車利用の増加が見込まれる、沿道で新たに施設立地が予定されている路線
- ⑥シェアサイクルのステーションを結ぶ路線
- ⑦既に自転車通行空間が整備されている（または整備に着手している）路線
- ⑧自転車ネットワークの連続性を確保するために必要な路線

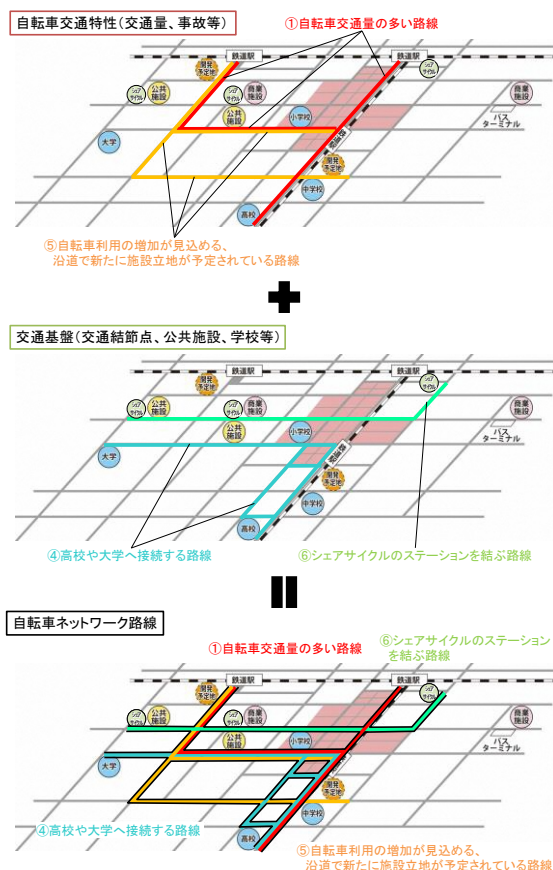


図 自転車ネットワーク計画路線の選定イメージ

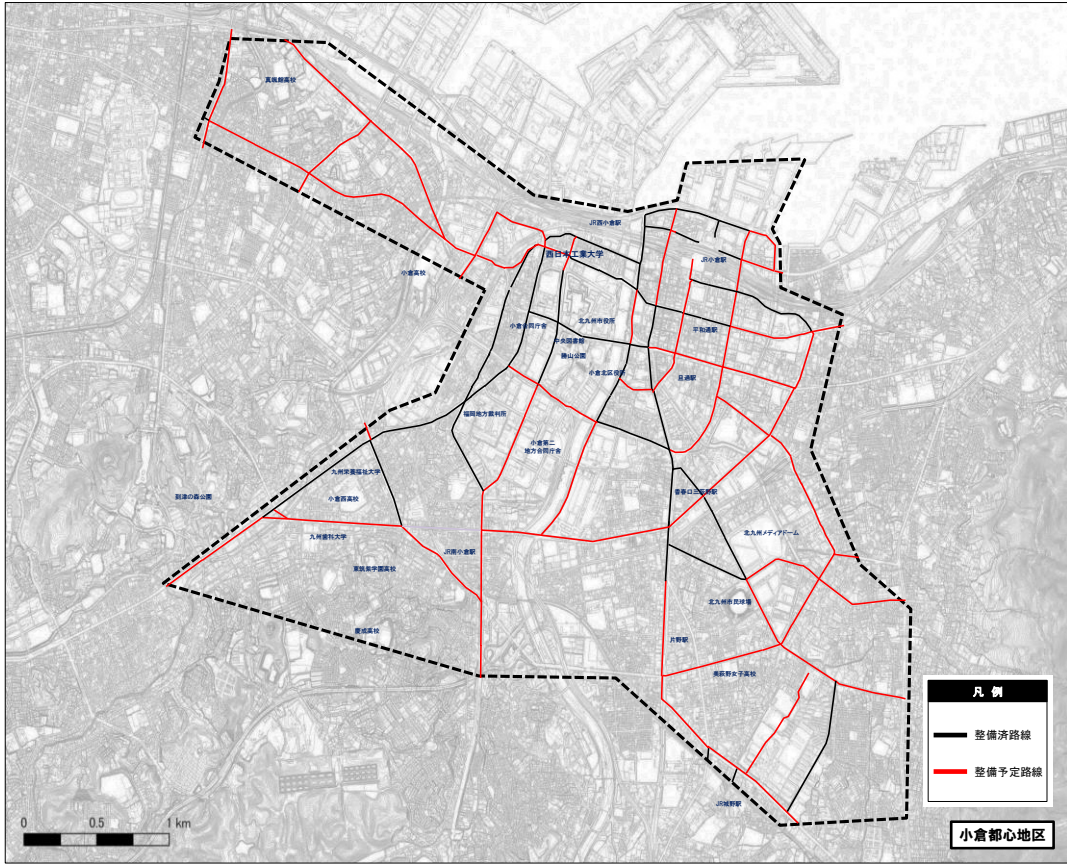


図 ネットワーク計画図（小倉都心地区）

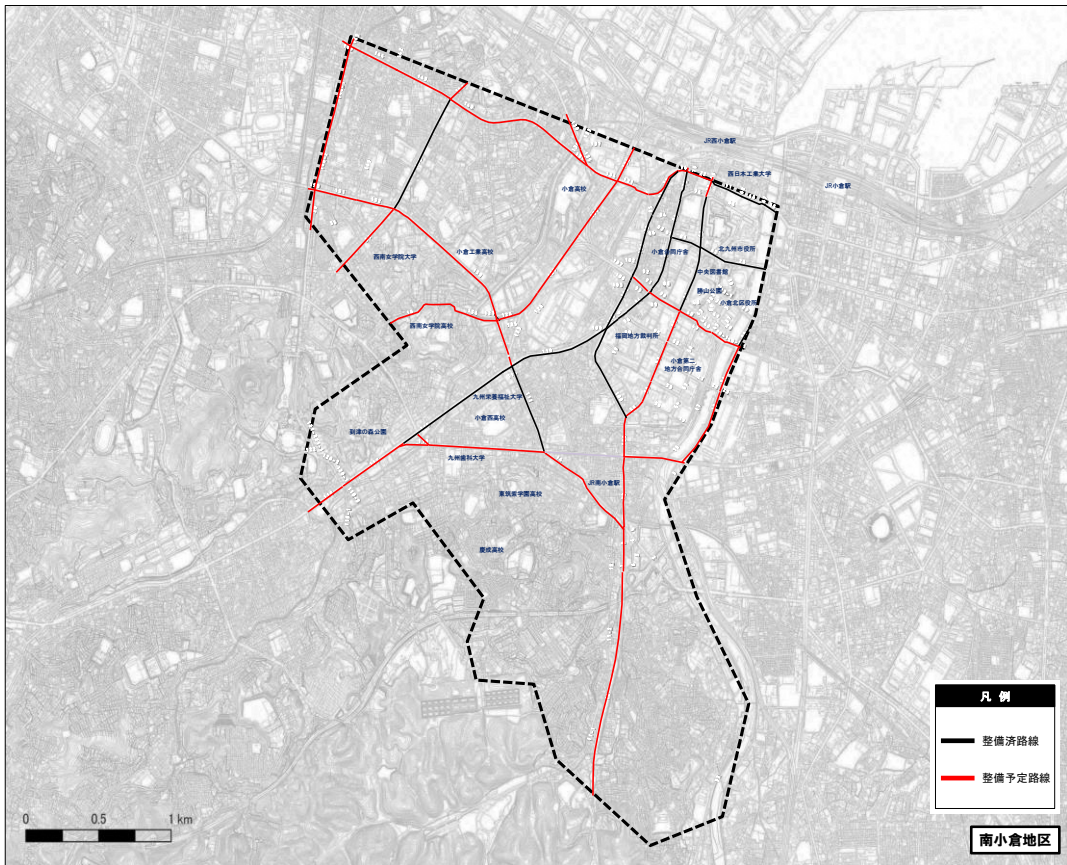


図 ネットワーク計画図（南小倉地区）